

TPP協定をめぐる国会論議

— 農林水産分野における主な論点 —

農林水産委員会調査室 原 直毅

1. はじめに

第192回国会（臨時会）の平成28年12月9日、「環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件」（第190回国会閣条第8号）及び「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」（第190回国会閣法第47号。以下「整備法案」という。）が参議院において可決され、それぞれ承認・成立した。

環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）は、平成25年7月に日本が交渉参加し、27年10月に大筋合意、翌28年2月に署名¹された「アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定」²である。

整備法案は、TPP協定を的確に実施し、関連する国内法の規定の整備を総合的・一体的に行うため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を始め11の法律を改正し、一部³を除き日本におけるTPP協定発効日に施行するとしている。農林水産分野については4つの法律の改正が含まれている。第一に、肉用牛肥育経営安定特別対策事業⁴（以下「牛マルキン」という。）及び養豚経営安定対策事業⁵（以下「豚マルキン」という。）の法制化を内容とする畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）の改正である。第二に、加糖調製品⁶から調整金を徴収する砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の改正である。第三に、第一及び第二に

¹ オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国。（外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉」〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/>〉（平29.2.14最終アクセス））

² 首相官邸ホームページ「TPP（環太平洋パートナーシップ）協定」〈<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/tpp2015.html>〉（平29.2.14最終アクセス）

³ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）を改正する部分のみTPP協定発効日ではなく「公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日」となっており、平成28年12月26日に施行された。

⁴ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金（積立割合は生産者：国＝1：3）から差額の8割を補填金として交付する事業。（農林水産省「畜産・酪農をめぐる情勢」（平29.2））

⁵ 養豚経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金（積立割合は生産者：国＝1：1）から差額の8割を補填する事業。生産コストは四半期終了時に計算し、当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算する。（農林水産省「畜産・酪農をめぐる情勢」（平29.2））

⁶ 砂糖に他の食品素材を加えた食品加工用原料のことを言い、主に製菓、製パン、飲料メーカーなどで業務用原料として使用される。素材や砂糖の含有量によって様々な種類のものがあり、その多くは海外から輸入される。ソルビトール調製品、調製した豆（加糖あん）、ココア調製品などがある。（農畜産業振興機構ホームページ「砂糖関係用語集」〈<https://www.alic.go.jp/term/sugar.html>〉（平29.2.14最終アクセス））

関する業務を行う機構の業務規定を変更する独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）の改正である。最後に、諸外国と相互に地理的表示⁷（以下「G I」という。）を保護するための仕組みを規定した特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号。以下「G I 法」という。）の改正である。以下、本稿では、T P P 協定及び整備法案の国会審議における農林水産分野の議論を論点に沿って紹介していきたい。

2. T P P 協定をめぐる主な議論

（1）T P P 協定の審議の在り方

T P P 協定は、その内容やアメリカ大統領選挙の情勢等から、その審議の在り方について盛んに議論された。

アメリカ大統領選挙の期間中、民主、共和両党の候補者（当時）⁸が T P P 協定の締結に否定的な態度を取る中、我が国が積極的に承認（批准）するのは交渉戦術として望ましくないとの指摘があった。これに対し、安倍総理大臣は「T P P 協定が承認され、整備法案が成立すれば、再交渉はしないと我が国の意思が明確に示される。これにより、T P P 協定の早期発効に弾みを与えることができる」旨述べている⁹。

また、トランプ氏のアメリカ大統領選挙当選後、同氏が就任初日に T P P 離脱を表明すると宣言しており発効の望みがないにもかかわらず審議を続ける理由は何かと問われ、安倍総理大臣は「米国が政権移行期にあり、世界的に保護主義の懸念が高まり世界に動揺が広がる今こそ、日本は一貫して志の高い自由貿易を目指すという国家意思を明確にすべきである。日本がいち早く T P P を承認することで、自由で公正な経済圏を世界につくり上げることを目指す日本の高い決意を世界にしっかりと発信していきたい。その上で、T P P の意義を米国に粘り強く訴え続けていきたい」旨述べている¹⁰。

一方、合意後に米国から追加交渉を求められ多くの点で韓国が妥協することになった米韓自由貿易協定（F T A）の轍を踏まないためにも、二国間交渉ではなくアメリカへの働きかけを強めて T P P 協定を成立させるべきという指摘もあり、これに対し安倍総理大臣は「速やかに T P P 協定の国会承認を得て、立法府も含めた日本の固い決意を世界にしっかりと発信するとともに、T P P 協定の意義を米国に粘り強く訴える」旨述べている¹¹。

整備法案の審議の在り方についても議論があり、G I 法のみ T P P 協定の発効前に施行される可能性が高いことから、T P P 協定が発効しない下で地理的表示の相互保護制度が成立するのでは立法事実が無いという指摘や先行施行の意義について議論があった。立法事実の有無に関し、山本農林水産大臣は「G I の保護を含む国際協定において、T P P 協定上のルールとの整合性を確保するため、G I 法改正は T P P 協定の発効を待たず、速や

⁷ 地域において長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った農林水産品の名称のこと。（農林水産省ホームページ「地理的表示（G I）保護制度」〈http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/〉（平 29. 2. 14 最終アクセス））

⁸ 共和党候補はドナルド・トランプ氏、民主党候補はヒラリー・クリントン氏。

⁹ 第 192 回国会衆議院本会議録第 2 号 17 頁（平 28. 9. 27）

¹⁰ 第 192 回国会参議院本会議録第 13 号（平 28. 11. 25）

¹¹ 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 10 号 2～3 頁（平 28. 12. 1）

かに施行することとしている。T P P協定が発効しなくとも、G I制度を輸出促進につなげていく意味において、立法事実は十分ある」旨述べている¹²。また、早期施行に関し、山本農林水産大臣は「理由はT P P協定の中に明確に書かれており、第18・31条及び32条¹³の中に、T P P協定発効前にも国際協定によるルールが適用になると異例の合意文が記されている。その趣旨は、G Iの価値を国際的にほぼ全ての国が認め合ってきたという共通認識である。そして、国際協定のルールの中でG Iを一日でも早く世界に広げることが大事との趣旨から、協定発効を待たずに施行する」旨述べている¹⁴。

（2）国会決議とT P P協定の関係

平成25年3月に政府がT P P協定交渉参加を表明したことを受け、衆参農林水産委員会は、重要品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等。以下「重要5品目」という。）について関税撤廃の除外又は再協議の対象とすること等を求める決議¹⁵（以下「国会決議」という。）を行った。

国会決議は重要5品目を守れないときは脱退も辞さないことや国民への情報提供を掲げていることから、T P P協定の交渉結果や政府の姿勢が国会決議に沿っているか否かが議論になった。この点に関し、森山農林水産大臣（当時）は「例えば精米について、アメリカとオーストラリアに対して13年後に7万8,400トンの輸入枠を与えたが、備蓄米として（同量を隔離することで）主食米に影響が出ないよう対策しており、国会決議は守れている」旨述べている¹⁶。また、国民への情報提供に関し、石原経済再生担当大臣は「外交交渉の交渉の過程等々については開示できないが、不安にしっかりと応えられるよう、審議の中で答えていきたい」旨述べている¹⁷。

（3）農林水産物への影響試算

政府はT P P協定により関税が撤廃された場合を想定した試算を平成25年3月に行い、T P P協定の合意内容と大綱に基づく政策を考慮し想定した試算を27年12月に行った¹⁸。この中で農林水産物への影響試算を示している¹⁹。

¹² 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第15号4～5頁（平28.12.9）

¹³ 直前に「T P P協定の第18・36条にあるとおり、T P Pの共通ルールはT P P発効前にも適用されるのが原則」である旨述べていることから、第18・36条1「締約国は、他の締約国又は非締約国が関係する6に定める該当する日以降の国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、当該地理的表示が第18・31条（地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続）又は第18・32条（異議申立て及び取消しの根拠）4に定める手続により保護されていないときは、少なくとも第18・31条(e)及び第18・32条1に定める手続及び同等の根拠を適用する（後略）」規定を念頭に置いていると思われる。（下線は筆者）

¹⁴ 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第15号6頁（平28.12.9）

¹⁵ 参議院では平成25年4月18日開会の農林水産委員会が「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉参加に関する決議」を行い、衆議院では25年4月19日開会の同委員会が「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉参加に関する件」を決議している。

¹⁶ 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第9号7頁（平28.4.22）

¹⁷ 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第8号7頁（平28.4.20）

¹⁸ 政府は平成25年3月15日に「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」、平成27年12月24日に「T P P協定の経済効果分析」を行っている。

¹⁹ 平成25年の試算は、内閣官房「農林水産物への影響試算の計算方法について」（平25.3.15）において、平

しかし、影響試算において示された生産減少額が平成 25 年と 27 年で大きく異なっている²⁰ことから、その理由が問われた。これに対して、山本農林水産大臣は「TPPには、交渉前のTPP、交渉後のTPP、そして国内対策を盛り込んだTPPがそれぞれ評価されている。交渉前のTPPは全ての関税の即時撤廃かつ国内対策なしの前提での試算（平成 25 年の影響試算）であり、生産減少額が 3 兆円となっていた。一方で交渉後のTPPは、2 割の関税撤廃の例外、長期の関税削減期間及びセーフガード措置を獲得できている。総合的なTPP関連政策大綱²¹（以下「大綱」という。）に基づく国内対策について 2 度の補正²²を行ったことを踏まえ、国内対策を盛り込んだTPPとしての試算（平成 27 年の影響試算）における生産減少額は 1,300 億円から 2,100 億円になった」旨述べている²³。

また、TPP協定により関税撤廃となった品目についても影響試算の結果が異なっている理由について、加工用トマト²⁴を例に議論になった。これに対し、山本農林水産大臣は「加工用トマトについては、交渉の結果 6 年目又は 11 年目という関税撤廃までの期間を確保した。消費者の健康志向や安心・安全志向の高まりから、国産ストレートトマトジュースの消費が増加傾向に転じたこと、固形部分を原料とした国産ケチャップの生産が継続されることが見込まれること等から、ここ数年のトマト加工品をめぐる状況の変化を踏まえ（平成 27 年の影響試算を行ったため差異が生じた）旨述べている²⁵。

地方自治体による独自試算の政府の受け止め方について議論になった。この点について森山農林水産大臣（当時）は、「37 道府県において一定の試算が行われ、そのうち、32 道県は国に準じた試算の方法をとっていること、32 道県のうち 8 道県においては国が試算していない品目も追加しているほか一部の品目で国の試算と異なる考え方で試算していること、残りの 24 県は国の対象品目の範囲内で試算が行われていると承知している。また、残る 5 府県は国と異なる方法で試算が行われていると承知している。試算は一定の前提のもとで行われるものであり、一部の県においては、県の独自の考え方を反映して、国と異なる方法で特定の品目についての試算が行われている。国の試算は、国内価格や国際価格及び輸入量などのデータをもとにした品目ごとの影響分析並びに大綱に基づく国内対策を前提とした試算であり、引き続き丁寧に説明をしていくことが大事である」旨述べている²⁶。

（４）個別品目への影響及び対策

TPP協定の合意内容及び大綱に基づく国内対策について、特に重要 5 品目における影

成 27 年の試算は、TPP 政府対策本部「農林水産物の生産額への影響について」（平 27. 12. 24）において詳細が示されている。

²⁰ 農林水産物の生産減少額について、平成 25 年の影響試算では「3 兆円程度」としているのに対し、27 年の影響試算では「約 1,300～2,100 億円」としている。

²¹ 平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定

²² 平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度第 2 次補正予算において、大綱の実現に向けた農林水産関係の予算としてそれぞれ 3,122 億円、3,453 億円が措置されている。

²³ 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 3 号 4 頁（平 28. 11. 14）

²⁴ 平成 25 年の影響試算では生産量 100% 減・生産額約 270 億円減とされていたが、平成 27 年の影響試算では生産量 0% 減・生産額約 1 億円減とされている。

²⁵ 第 192 回国会衆議院予算委員会会議録第 4 号 32～33 頁（平 28. 10. 4）

²⁶ 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 9 号 18 頁（平 28. 4. 22）

響等について議論が行われた。なお、米については後述とする。

図表1 重要5品目について

品目	現行制度（関税等）	主な合意内容等
麦	○枠内：国家貿易による輸入。カレントアクセス（注1）数量（小麦 574 万トン、大麦 136.9 万トン）はマークアップ（小麦は上限 45.2 円/kg、大麦は同 28.6 円/kg）を徴収。 ○枠外：小麦 55 円/kg、大麦 39 円/kg の関税	・現行制度の枠組みと枠外税率を維持 ・S B S 方式による国別枠（小麦。米国 15 万トン、カナダ 5.3 万トン、豪州 5 万トン。7 年目以降）、T P P 枠（大麦 6.5 万トン。9 年目以降）を新設 ・マークアップを 9 年目までに 45%削減
牛肉	・38.5%の関税	・関税を 16 年目までに 9%へ削減 ・セーフガードを措置（関税が 9%となる 16 年目以降、4 年間連続で発動されない場合は終了）
豚肉	○差額関税制度 ・524 円/kg < 輸入価格の場合：4.3%（従価税） ・524 円/kg ≥ 輸入価格の場合：546.53 円と輸入価格の差額（従量税） ・64.53 円/kg ≥ 輸入価格の場合：482 円/kg（従量税）	・差額関税制度と分岐点価格 524 円/kg を維持 ・従量税を 50 円に削減、従価税を撤廃（10 年目） ・セーフガード措置（11 年目まで）
乳製品	○国家貿易：カレントアクセス 13.7 万トン + 追加輸入 ・バター：関税 35% + マークアップ ・脱脂粉乳：関税 25% 又は 35% + マークアップ ・ホエイ：関税 25% 又は 35% + マークアップ ○民間貿易（関税割当（注2）） ・バター：関税 35% ・脱脂粉乳：関税無税、25% 又は 35% ・ホエイ：関税無税、10%、25% 又は 35% ○枠外（二次税率） ・バター：関税 29.8% + 985 円 又は 同 + 1,159 円 ・脱脂粉乳：関税 21.3% + 396 円/kg 等 ・ホエイ：関税 29.8% + 425 円 又は 同 + 687 円 ○チーズ ・国産との抱き合わせ：無税（プロセスチーズ原料用） ・その他：29.8%等（品目により異なる）	○バター、脱脂粉乳 ・T P P 枠（民間貿易の関税割当枠）を最近の追加輸入量の範囲内で設定 ・T P P 枠の枠内税率を 11 年目までに削減 ・二次税率について関税の削減や撤廃はなし ○ホエイ ・21 年目までの関税撤廃期間 ・セーフガードを措置（21 年目以降 3 年間発動がなければ終了） ○チーズ ・抱き合わせ制度を維持 ・一部の関税は最長 16 年目までに削減又は撤廃
砂糖	○粗糖・精製糖 ・糖価調整制度 ・関税 21.5 円/kg + 調整金 ○加糖調製品：関税 29.8%等（品目により異なる）	○粗糖・精製糖 ・糖価調整制度と関税率を維持。糖度 98.5 度以上 99.3 度未満の原料糖の関税撤廃と調整金削減 ○加糖調製品 ・関税の削減又は撤廃。品目ごとの T P P 枠設定
米	○枠内：国家貿易によるミニマム・アクセス米（年 77 万トン。マークアップ徴収。上限 292 円/kg） ○枠外：341 円/kg の関税	・現行制度の枠組みを維持 ・米国及び豪州に対し S B S 方式の国別枠（13 年目以降の数量は米国 7 万トン、豪州 0.84 万トン）

（注1） ウルグアイ・ラウンドで採用された農産物の最低限のアクセス機会の1つ。基準期間（1986～88年）の国内消費量に対する輸入数量が5%以上のものは、現行輸入数量の維持または拡大（カレントアクセス）を行う。（農林水産省ホームページ「市場アクセス」〈http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_16_iken/02_1/b02/kihon_03.html〉（平29.2.14最終アクセス））

（注2） 一定枠内に限り無税又は低税率（一次税率）を適用し需要者に安価な輸入品の供給を確保し、枠を超える輸入分には高税率（二次税率）を適用して国内生産者の保護を図る仕組み。（農林水産省ホームページ「1. 関税割当制度」〈http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/01/〉（平29.2.14最終アクセス））

（出所） 農林水産省資料より筆者作成

ア 麦

麦（小麦・大麦）は国内産の不足分を政府が輸入する国家貿易の枠組みを維持するとともに、SBS方式²⁷による輸入枠を設定し、かつマークアップ²⁸を9年目までに45%削減すること等が合意されている。

経営安定対策の財源の1つになっているマークアップの削減後も対策は予算で確保されるのかが問われ、森山農林水産大臣（当時）は「大綱において農林水産分野の対策の財源について、TPP協定が発効し関税削減プロセスが実施される中、将来的に麦のマークアップ等が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するとされている。必要な予算を確保しつつ、経営安定対策を適切に実施したい」旨述べている²⁹。

イ 牛肉

牛肉は関税削減及びそれに伴うセーフガード³⁰が合意されている。関税は発効後16年にわたり段階的に削減することとし、削減期間中は近年の輸入実績を一定割合上回った場合にセーフガードが発動可能としている。

このセーフガードについて、TPP協定発効後16年目以降における発動条件の輸入量73.8万トン（平成27年度の消費量82万トンの9割に当たることから、その状況下での発動に意味はあるのかとの指摘があった。これに対し、安倍総理大臣は「アジア地域を中心に、我が国以外の牛肉需要が急激に伸びることによる、他の牛肉輸入国との買付け競争が激しくなる可能性も踏まえると、当面、牛肉の輸入急増は見込みがたい。万が一輸入が急増する事態が生じることに備え、セーフガード措置を獲得した。当措置は前年比17%輸入増が要件となっている現行制度に比べ、同10%増と発動しやすいこと等から、輸入急増を抑制する効果は十分にある」旨述べている³¹。

また、国内対策による牛マルキン及び豚マルキンの補填率引上げに関し、日EU経済連携協定交渉の影響も出てくる可能性があり、TPP発効前から行うべきとの指摘があった。これに対し、山本農林水産大臣は「牛マルキンは、肥育経営の安定に重要なセーフティーネットの措置と認識している。29年度予算においても、必要額の確保に取り組んでいる。TPP協定発効を内閣は諦めていないので、大綱に基づく補填率引上げは発

²⁷ Simultaneous Buy and Sell。売買同時契約と訳される。国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者がベアで国の入札に参加し、売渡価格と買入価格の差（マークアップ）が大きいものから落札する。落札した事業者と国の3者間で契約を締結し、国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に行うことで、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする方式。（農林水産省「米をめぐる関係資料」（平28.11））

²⁸ 政府は国内（の事業者）に小麦を売り渡す際、輸入価格に「差益」を上乗せした価格（政府売渡価格）で売り渡している。この「差益」を「マークアップ」といい、政府管理経費及び国内産小麦の生産振興対策に充当されている。（農林水産省「輸入小麦の政府売渡価格について（価格公表添付資料）」（平28.9））

²⁹ 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第3号4頁（平28.4.7）

³⁰ 特定品目の貨物の輸入の急増が、国内産業に重大な損害を与えていることが認められ、かつ、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、損害を回避するための関税の賦課又は輸入数量制限を行うもの。（経済産業省ホームページ「貿易救済措置」〈http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/sg.html〉（平29.2.14最終アクセス））

³¹ 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第4号12頁（平28.10.18）

効に合わせて経営安定対策として行いたい。マルキンは予算措置なので、事情の変化による補填率引上げが可能になる可能性はある」旨述べている³²。

ウ 豚肉

豚肉は関税削減及びセーフガードが合意されている。現在の豚肉関税は、従量税と従価税を組み合わせた差額関税制度³³を採用しているが、協定発効後 10 年かけて従量税を引き下げるとともに従価税を撤廃し、セーフガードは輸入量が過去 3 年間の最大輸入量に一定割合を乗じた数量を超えた場合に発動可能としている。

関税削減によりどのような影響があるのかが問われ、これ対し、山本農林水産大臣は「牛肉、豚肉の関税引下げについて一つの大きな示唆に日豪 E P A があり、同 E P A 発効に伴う影響はこれまでのところ特段ない。国産豚肉は鮮度のよさや地産地消を意識した消費者の国産志向により、輸入食肉とは異なった評価を受けているためである。加えて、世界の牛肉、豚肉需要が急激に伸びる中、他の輸入国との買付け競争が一層激しくなる可能性を踏まえると、T P P 協定の発効後、当面は輸入の急増は見込みがたい。しかし、関税削減等により長期的には価格が低下することも懸念されるため、大綱に基づく生産コスト削減や体質強化の対策を講じるとともに、セーフティーネットとしての経営安定対策の充実強化を図ることで外国産と競争し、確実に再生産を確保することが可能である」旨述べている³⁴。

また、豚肉の中でも豚肉調製品は関税撤廃³⁵となっており輸入増加による国内養豚農家への打撃があるのではないかとの指摘があった。これに対し、山本農林水産大臣は「豚肉のタリフライン³⁶での関税撤廃については、国産品との代替性が低いものについて行っている。T P P 協定による影響として、低価格部位の輸入についてはタイ産のものがオーストラリア産に代替される予測をしている。そして、国産豚肉で作られた豚肉調製品、特にハム、ベーコン、ソーセージは既にかかなりの国際競争力と差別化が図られており、輸入に負けることはない」旨述べている³⁷。

エ 乳製品

乳製品は脱脂粉乳、バター、チーズ等各製品について関税の削減や撤廃等が合意されているため、その影響について議論になった。この点について森山農林水産大臣（当時）

³² 第 192 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 12 頁（平 28. 12. 13）

³³ 輸入品の価格が低いときは基準輸入価格に満たない部分を関税（従量税）として徴収して国内養豚農家を保護する一方、価格が高いときには低率な従価税を適用する制度。（農林水産省ホームページ「豚肉の差額関税制度の適切な運用について」〈http://www.maff.go.jp/j/chikusan/shokuniku/lin/l_buta_sagaku/〉（平 29. 2. 14 最終アクセス））

³⁴ 第 192 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 3 号 5 頁（平 28. 10. 17）

³⁵ 豚肉調製品は差額関税制度が採用されている（農林水産省「農林水産物品目別参考資料」（平 27. 11））。T P P 協定の合意内容として、差額関税制度を構成する従量税（ $614.85 - (0.6 \times \text{輸入価格})$ 円）及び従価税（分岐点価格 897.59 円/kg を超える部分、8.5%）の両方を発効 11 年目に撤廃するとしている。

³⁶ 譲許表（各国が譲許（関税率を登録すること）した関税率を一覧表にしたもの）に掲載されている、関税をかける単位。正式には関税分類品目という。（農林水産省「W T O 関係用語集ポケット版」（平 20. 3））

³⁷ 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 14 号 17 頁（平 28. 12. 8）

は「バター、脱脂粉乳の現行の国家貿易制度及び高水準の枠外税率を維持した上で、近年の国家貿易の追加輸入量の範囲内で関税割り当てを設定することとされたので、乳製品全体の国内需要への悪影響は回避されると見込んでいる。しかしチーズの一部やホエイの関税撤廃により、長期的には加工原料乳の価格の下落も懸念をされるため、大綱に基づく体質強化対策及び経営安定対策を講じていきたい」旨述べている³⁸。

オ 砂糖

現行の糖価調整制度³⁹を維持し粗糖・精製糖について一部関税を削減等するとともに、加糖調製品について品目ごとにT P P枠を設定する合意がされている。砂糖への影響に関し、加糖調製品は砂糖の代替財になるので影響が出るのではないかと指摘があった。これに対し矢倉農林水産大臣政務官は、「T P P枠の税率は無税又は低税率であるため、安価な加糖調製品の輸入が増加をして国産の砂糖の需要が奪われる懸念がある。このため、国内産糖との競合度合いが大きい加糖調製品を新たに調整金の対象とし、生まれた財源により、砂糖の国内の生産の支援に充当するなどを通じた国産の砂糖の競争力強化を図り、糖価調整制度を安定的なものとする対策をとる」旨述べている⁴⁰。

(5) S B S米と米への影響

T P P協定により、米は現行の国家貿易制度⁴¹を維持するとともに、枠外税率(341円/kg)を維持した上で、アメリカ及びオーストラリアにS B S方式による国別枠を設定することで合意されている。

S B S方式による輸入米(以下「S B S米」という。)につき、S B S米は国産米の価格が高いほど多く入ってくるので、国別枠7.8万トン設定の影響は大きいものになるのではないかと指摘があった。これに対し、森山農林水産大臣(当時)は「米について、輸入が増える分は備蓄米で隔離するので心配はいらない」旨述べている⁴²。

また、S B S米について輸入業者から実需者(卸業者)への「調整金」の存在が報じられた⁴³ことを受け、この調整金は国産米の価格に影響を及ぼしたのかが議論になった。調整金の国産米価格への影響に関し、山本農林水産大臣は、「農林水産省によるヒアリング等の調査の結果⁴⁴、民間事業者の金銭のやりとりはある程度あったが、現在もあると回答し

³⁸ 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第3号4頁(平28.4.7)

³⁹ 国内産糖と輸入粗糖を原料として製造された砂糖には大幅な内外価格差があるため、価格の安い輸入糖から調整金を徴収し、さとうきびの生産者やてん菜糖、甘しゅ糖の国内産糖製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図る制度。(農畜産業振興機構「砂糖の価格調整制度の概要」(平25.6))

⁴⁰ 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第7号22頁(平28.11.21)

⁴¹ ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、米について年77万トンの最低限の輸入機会(ミニマム・アクセス機会)の提供を行うこととなった(ミニマム・アクセス米)。ミニマム・アクセス米の輸入は国家貿易(国が一元的に輸入・販売すること。)により行われている。うち最大10万トンがS B S方式により、77万トンからS B S方式による輸入量を差し引いた残りが一般輸入(国が輸入業者から買い入れ、その後国内の実需者に売り渡す方式。)により輸入されている。(農林水産省「米をめぐる関係資料」(平28.11))

⁴² 第190回国会衆議院予算委員会議録第7号46頁(平28.2.4)

⁴³ 『毎日新聞』(平28.9.14)等

⁴⁴ 農林水産省「輸入米に関する調査結果について」(平28.10)

た者は、買受業者で約1割、輸入業者で約3割であった。買受業者は国産米の価格水準を見据えてSBS米の販売を行うことで利益を上げていこうとすること、主要な外食・中食事業者はSBS米の価格が国産米の価格に影響を与えないとは考えておらず、国産米が確保できない場合にSBS米を使用していることが浮き彫りとなった。SBS入札が行われた月と翌月との間で国産米価格の変動はほとんどないこと、小売のSBS米価格は国産米価格と同水準であることを踏まえると、米の価格水準は輸入・国産によらず品質及び需給で決定されている。調整金のやりとりがあっても、SBS米の価格が国産米の価格に影響を与えることはない。TPP協定により設定する国別枠についても、備蓄運営の見直しにより国内の需給及び価格への影響を遮断し、確実に再生産が可能となるようにすることで、米農家の生産現場に不安を与えないようにしていきたい旨述べている⁴⁵。

この調整金の実態や背景について議論になったところ、山本農林水産大臣は「調整金は販売促進費あるいは販売奨励金などと呼ばれており、輸入業者が顧客である買受業者を逆に選択し、落札から実際の調達までの間に生じるコストの変化の調整、販売促進等の目的で支払われている。輸入業者が落札後のコスト増を買受業者から徴収する逆調整金もみられるなど、実態は多様である。背景としては入札後の調達コストの調整、顧客対応や販売促進、落札を確実にしたい目的等様々な要因があった」旨述べている⁴⁶。

政府がTPP協定の影響試算において生産減少額を0円とした根拠の一つに、現行の国家貿易が維持されることを挙げていたが、調整金の存在により試算根拠としての国家貿易の信頼性が崩れており、影響試算をやり直すべきではないかという指摘があった。これに対し、安倍総理大臣は「確かに、SBS方式に対して農家等の疑念を呼ぶ行為があったことは事実である。しかし、SBS米の輸入量と同量を国内で国が買い上げることで需給には影響を与えないようにすること、調査の結果、調整金は国内価格に対して影響を与えていないことを併せて考えれば影響試算に対する影響はないと考えている」旨述べている⁴⁷。

(6) 輸出促進

ア 輸出促進に向けた取組

TPP協定と農林水産物の輸出促進に向けた取組について議論があった。TPP協定発効後における農林水産物の輸出戦略について、齋藤農林水産副大臣は「牛肉、水産物、米、日本酒、お茶を輸出拡大の重点品目として位置付け、全て相手国の関税撤廃を獲得できた。輸出促進において大きなチャンスと思う。政府は、平成31年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の達成に向け、農林水産物の輸出力強化戦略⁴⁸を策定した。具体的には3つあり、1つ目は、海外市場のニーズ把握や需要の掘り起こし及びプロモーションの実行、2つ目は、販路開拓のための相談体制の強化や商談会出展等への支援、3つ目は、コールドチェーンの整備といった物流の高度化などのハード面の整備への支援

⁴⁵ 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第3号11頁(平28.10.17)

⁴⁶ 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第3号12頁(平28.10.17)

⁴⁷ 第192回国会参議院予算委員会会議録第3号12頁(平28.10.11)

⁴⁸ 農林水産業・地域の活力創造本部平成28年5月19日決定

である。また、輸出先国の輸入規制を交渉により撤廃していくなど、輸出促進に向けた環境整備をしていきたい」旨述べている⁴⁹。

T P P 協定により対日関税が撤廃されても動植物検疫上の理由から締約国に輸出できない品目への我が国の対応について議論となった。齋藤農林水産副大臣は「農林水産業の輸出力強化戦略において、T P P の参加国であるか否かを問わず、諸外国の規制の緩和、撤廃のために内閣官房に省庁横断の輸出規制等対応チームを設置し、動物検疫を含む規制等の緩和、撤廃に向けた取組を加速化させている。あらゆる国・地域について粘り強く検疫協議を行うことが大事である」旨述べている⁵⁰。

イ 地理的表示保護制度

T P P 協定においてG I についても合意されているが、どのように農産物の輸出拡大につなげていくのかが問われた。これに対し、山本農林水産大臣は「地理的表示が保護されることは、農林水産物のブランド価値を守り輸出促進に資する。G I に関するルールがT P P 協定により規定されたことで、輸出先国との相互保護の実現を通じ、輸出拡大が可能になると期待している」旨述べている⁵¹。

(7) 食品安全

T P P 協定及び整備法案の審査において食の安全・安心に関し、主に次の3点についても議論が行われたので、順に紹介する。

ア 食の安全・安心への懸念

T P P 協定について食品の安全性、特に食品の安全基準の変更を迫られるのではないかとの指摘があった。これに対し塩崎厚生労働大臣は「T P P 協定は、締約国が自国の食品の安全を確保するために科学的根拠に基づいて必要な措置をとる権利を認めている。このため、遺伝子組換え食品の安全性審査基準や食肉のホルモン剤の残留基準など我が国の食品の安全確保に係る基準の変更はなされない」旨述べている⁵²。

T P P 協定により輸入食品の増加が見込まれることから、食の安全・安心を守るため適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める旨が大綱に示されていることの意義について、山本農林水産大臣は「食品輸入が増えることは十分あり得る。家畜伝染病や病虫害侵入防止のため、家畜防疫官や植物防疫官の増員、検疫探知犬の増頭など検疫体制強化に努めてきた。なお一層、体制を整備したい」旨述べている⁵³。また、安倍総理大臣は「販売又は営業上使用する目的で輸入される食品等は、輸入の都度、届出が義務付けられており、安全基準に適合しない食品が輸入されないよう、全国の港や空港の検疫所で、食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え商品などをモニタリング検査している。

⁴⁹ 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第4号10頁(平28.11.15)

⁵⁰ 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第2号19頁(平28.10.14)

⁵¹ 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第2号12頁(平28.10.14)

⁵² 第190回国会衆議院予算委員会会議録第6号17頁(平28.2.3)

⁵³ 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第4号7頁(平28.10.18)

そこで食品衛生法違反の可能性が高いと判断された食品を対象に、輸入者の経費負担で全量を検査する命令検査など、違反のリスクに応じた検査を実施している。食品の輸入動向等を踏まえ、輸入食品の検査が着実に実施できる体制を確保する」旨述べている⁵⁴。

T P P 協定下において衛生植物検疫措置を行うに当たり、W T O⁵⁵の S P S 協定⁵⁶第 5 条第 7 項⁵⁷のいわゆる「予防原則」に基づく措置を講じることは可能なのかが議論になった。これに対し、内閣官房は「T P P 協定には W T O の S P S 協定第 5 条第 7 項のような規定がないため、同項に規定される暫定的な措置が行えないという誤解があるが、T P P 協定の S P S 章（第 7 章）第 4 条第 2 項⁵⁸により W T O の S P S 協定に基づく権利及び義務が確認されており、W T O の S P S 協定と同様、暫定的措置をとることができる」旨述べている⁵⁹。また、石原経済再生担当大臣は「科学的知見がまだ追い付いていなくても、危険性が予見される場合は暫定的な衛生植物検疫措置をとることができる」旨述べている⁶⁰。

イ 食品表示

(ア) 加工食品の原料原産地表示制度

加工食品の原料原産地表示について、T P P 協定発効により現行制度の変更を求められることがあるか否か、大綱には「実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」とあり検討が進められている⁶¹が、協定発効後に対象を拡大することは可能か否かが議論になった。現行制度と T P P 協定との関係について石原経済再生担当大臣は「T P P 協定の発効により、万が一にも現行制度が害されることがあってはならないのは当然である。T P P 協定の第 8 章において、食品表示のルール等の規格基準については、日本が既に締結をしている W T O の貿易の技術的障害に関する協定⁶²（以下「T B T 協定」

⁵⁴ 第 192 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 4 号 7 頁（平 28.10.18）

⁵⁵ W T O（世界貿易機関：World Trade Organization）は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、1995 年 1 月 1 日に設立された国際機関。W T O 協定（W T O 設立協定及びその附属協定）が貿易に関連する様々な国際ルールを定めている。（外務省ホームページ「世界貿易機関（W T O）」
<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/gaiyo.html>>（平 29.2.14 最終アクセス）

⁵⁶ Sanitary and Phytosanitary Measures（衛生と植物検疫のための措置）。W T O 協定に含まれる協定（附属書）の 1 つで、正式には「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」と訳される。検疫だけでなく、最終製品の規格、生産方法、リスク評価方法など、食品安全、動植物の健康に関する全ての措置（S P S 措置）を対象としている。（農林水産省ホームページ「W T O / S P S 協定」
<<http://www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/wto-sps/>>（平 29.2.14 最終アクセス）

⁵⁷ 同項は「加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他の加盟国が適用している衛生植物検疫措置から得られる情報を含む入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる。そのような状況において、加盟国は、一層客観的な危険性の評価のために必要な追加の情報を得るよう努めるものとし、また、適当な期間内に当該衛生植物検疫措置を再検討する。」としている。（下線は筆者）

⁵⁸ 同項は「この協定のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（S P S 協定）により各締約国が有する権利及び義務を制限するものではない。」としている。

⁵⁹ 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 8 号 13 頁（平 28.11.22）

⁶⁰ 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 14 号 10～11 頁（平 28.12.8）

⁶¹ 消費者庁と農林水産省は平成 28 年 1 月から「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を 10 回開催し、11 月 29 日に同検討会は中間取りまとめを公表した。

⁶² Agreement on Technical Barriers to Trade の略。各国の規制等で用いられる強制規格や任意規格を国際

という。)の考え方が維持されており、T P P 協定によって制度が変更されることはない旨述べている⁶³。対象拡大とT P P 協定の関係について、石原経済再生担当大臣は「T P P 協定では、食品表示のルールなどの規格基準について、日本が既に締結をしているT B T 協定の考え方が維持されている。従来の原料原産地表示制度の改正も、W T O のT B T 協定に沿った所定の手続を踏まえて行われてきた事実がある。T P P 協定がW T O のT B T 協定を維持している以上、制度改正を実施した際に問題が発生することはないと認識している」旨述べている⁶⁴。

(イ) 遺伝子組換え食品の表示

遺伝子組換え食品の表示義務について、E U 並みの厳格な基準⁶⁵にする考えの有無やT P P 協定発効後の表示義務強化の可否について議論となった。表示義務の強化に関し、松本内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）は「オーストラリア、ニュージーランド及びE U に比べ、我が国の意図せざる混入率が高いが、主な輸出国であるアメリカ及びカナダの分別管理の状況について調査を実施しており、調査終了後、有識者等による検討を是非したい」旨⁶⁶、「義務表示の対象の拡大については、我が国において分析技術が向上して、現在義務対象となっていないものも、組み換えられたDNA等の検出が可能になった場合に、新たに義務表示の対象となると考えている」旨述べている⁶⁷。また、表示義務強化とT P P 協定との関係について、石原経済再生担当大臣は「一般論として、科学的な根拠に立脚したものであれば、我が国で独自に基準を変えることは可能だと認識している」旨述べている⁶⁸。

表示義務についてT P P 協定発効後に強化した場合、I S D S⁶⁹により訴えられる可能性があるのではないかと指摘があり、これに対し、石原経済再生担当大臣は「食品

規格に整合化していくことで、規格による不必要な国際貿易上の障害を排除し、公正で円滑な国際貿易の実現を目的とする協定（経済産業省「W T O ・ T B T 協定」

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g50913a45j.pdf>）（平 29. 2. 14 最終アクセス）

⁶³ 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 7 号 1 ～ 2 頁（平 28. 4. 19）

⁶⁴ 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 7 号 2 ～ 3 頁（平 28. 4. 19）

⁶⁵ 分別生産流通管理（遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産・流通及び加工の各段階で分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法。）が適切に行われている場合、意図せず遺伝子組換え食品が混入していても、その割合が一定以下であるときは「遺伝子組換えでない」表示が可能である。その割合は、日本が「5%以下」であるところ、E U は「0.9%以下」であるため、E U の方が厳格であるとされており、「E U 並みにする」とはこの割合をE U 水準に引き下げることを指す。なお、厳密には、E U は表示義務等の対象外となるという扱いである。（日本貿易振興機構「遺伝子組換え食品規制調査 E U」（平 28. 3））

⁶⁶ 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 8 号 19 頁（平 28. 11. 22）

⁶⁷ 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 3 号 37 頁（平 28. 11. 14）

⁶⁸ 第 192 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 4 号 18 頁（平 28. 10. 18）

⁶⁹ Investor-State Dispute Settlement（投資家と国の間の紛争解決）の略。投資関連協定（二国間又は多国間の投資協定及び投資章を含む経済連携協定）において規定される手続で、投資家と投資受入国との間で投資紛争が起きた場合、投資家が当該投資紛争を国際仲裁を通じて解決するもの。投資家は投資受入国との間で紛争が起こった場合、投資受入国の司法手続により解決するか、又はI S D S 手続に付託するかを選択することができる。仲裁裁判所は、投資受入国の協定違反及び投資家の損害を認めた場合、損害賠償の支払を命じる。（投資受入国の法令や政策の変更を命じることはできない。）（外務省「国家と投資家との紛争解決（I S D S）手続の概要」（平 28. 10））

の安全や表示に関するルールは、T P P協定のいわゆるS P S協定、あるいはその次の章のT B T章に規定されているもので、I S D Sはこれらの章に規定された義務の違反を訴えるものではない」旨述べている⁷⁰。

ウ 肥育ホルモン剤等の基準及び表示

肉用牛等に給与される肥育ホルモン剤の酢酸メレンゲステロールについて、我が国の残留基準は国際基準であるコーデックス基準⁷¹より甘いのではないかとの指摘があった。これに対し、松本内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）は「コーデックス基準の数字と我が国の基準の数字を比較するというのであれば、そのとおりである。過剰規制とならないように、W T Oの規定など国際基準との整合性と表示を求めることの実効性の2つのポイントを基本に考えている」旨⁷²、塩崎厚生労働大臣は「我が国の基準では、残留基準値まで酢酸メレンゲステロールが残留した食品を一生涯にわたり毎日摂取し続けても、F A O⁷³とW H O⁷⁴が定める許容量に対し最大でも6割弱に過ぎず、健康に悪影響を与えることはない。我が国の基準は、コーデックス基準制定の3年前、平成18年に暫定的に設定したものであるため、既にコーデックス基準に合わせる方向で検討している。食品安全委員会に対し科学的なリスク評価を依頼しており、この評価が終了次第、速やかに残留基準を見直す方針である」旨述べている⁷⁵。

消費者の選択のため、肥育ホルモン及び飼料添加物に表示義務を設けるべきではないかとの指摘があった。これに対し、安倍総理大臣は「成長ホルモン及びラクトパミン⁷⁶については、国際基準を踏まえ、食品中の残留基準を定めており、基準以内でなければ食品の流通を認めていない。これはT P P協定によって変更されることはなく、食品の安全性は確保されている。W T O協定など国際基準との整合性を確保しつつ、食品表示制度が消費者にとって食品を自主的かつ合理的に選択する機会の確保に資する制度となるよう、引き続き適正に運用したい」旨述べている⁷⁷。また、松本内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）は「肥育ホルモン等の使用に表示義務を課すに当たり、食品表示基準違反は罰則の対象となるため、使用したことを科学的に証明できることが前提になる。肥育ホルモンなどは、投与後十分な時間が経過すれば排せつされ、検出できなくなる。

⁷⁰ 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第4号39頁（平28.11.15）

⁷¹ コーデックス委員会により定められた基準。コーデックス委員会とは、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にF A O（後掲注73）及びW H O（後掲注74）により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の策定を行っている。（農林水産省ホームページ「コーデックス委員会」〈<http://www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/codex/index.html>〉（平29.2.14最終アクセス））

⁷² 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第3号33頁（平28.10.17）

⁷³ 国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations）。世界の農林水産業の発展と農村開発に取り組む国連の専門機関。（F A O駐日連絡事務所ホームページ「F A Oとは」〈<http://www.fao.org/japan/about-fao/en/>〉（平29.2.14最終アクセス））

⁷⁴ 世界保健機関（World Health Organization）。「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として設立された国連の専門機関。（厚生労働省ホームページ「日本とW H O」〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/who/>〉（平29.2.14最終アクセス））

⁷⁵ 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第8号20頁（平28.10.27）

⁷⁶ 飼料添加物の一種

⁷⁷ 第190回国会衆議院予算委員会会議録第17号47～48頁（平28.2.29）

このため、仮に肥育ホルモン不使用との表示が虚偽であってもこれを検証できず、表示義務の対象としていない」旨述べている⁷⁸。

また、肥育ホルモン及び飼料添加物の人体への影響に関する政府の認識が問われ、塩崎厚生労働大臣は「肥育ホルモンや飼料添加物については、コーデックス委員会が科学的なリスク評価の結果に基づいて設定した国際食品規格がある。これを踏まえて薬事・食品衛生審議会などで審議し、食品中の残留基準を設定しており、同基準の範囲内であれば、使用されていても食品の安全性は確保されている」旨述べている⁷⁹。

(8) 林業及び水産業

ア 林業と違法伐採

林業については、TPP協定を機に産業として強化すべきではないかとの指摘、違法伐採に関する規定⁸⁰にどう対応するのかとの指摘があった。産業としての強化策に関し、安倍総理大臣は「交渉結果は割と良い成果だったが、長期的には国産材下落の懸念がある。大綱に基づき、生産コスト削減を実現するための対策に取り組む。体質強化は待ったなしであり、政策を講じて成長産業化を図りたい」旨述べている⁸¹。違法伐採に関し、農林水産省は「日本としては平成27年度補正予算において、合法木材の利用促進のための普及啓発、木材の合法性判断に必要な現地情報の収集及び提供等を予算として措置し、違法伐採対策を強化する」旨述べている⁸²。

イ 漁業と乱獲規制

漁業について、TPP協定の第20章（環境章）では、乱獲や過剰な漁獲能力に寄与する補助金は規制し、削減、撤廃が求められている⁸³が、我が国の補助金がこれに該当する可能性があるのではないかとの指摘があった。これに対し、山本農林水産大臣は「TPP協定はIUU⁸⁴漁業を行う漁船への補助金を禁止しているが、我が国の漁業補助金はこれに該当しない」旨⁸⁵、農林水産省は「例えばスケトウダラ日本海北部系群など資源水準が低く、TPP協定で定める乱獲された状態にある魚類資源⁸⁶に該当するものは

⁷⁸ 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第10号33頁(平28.10.31)

⁷⁹ 第190回国会衆議院予算委員会会議録第17号46～47頁(平28.2.29)

⁸⁰ 協定第20・17条3は「締約国は、野生動植物の保存を促進し、並びにその違法な採捕及び取引に対処することを約束する。」と規定し、以下同条第7項において努力義務等を定めている。

⁸¹ 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第15号11頁(平28.12.9)

⁸² 第190回国会衆議院予算委員会第六分科会議録第1号67頁(平28.2.25)

⁸³ 協定第20・16条5は「締約国は、濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、並びに濫獲された資源の回復を促進するために立案される漁業管理のための制度の実施には、濫獲及び過剰な漁獲能力に寄与する全ての補助金の規制、削減及び最終的な撤廃を含めなければならないことを認める。(後略)」としている。

⁸⁴ Illegal, Unreported and Unregulated。違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業。(協定第20・16条2)

⁸⁵ 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第4号22～23頁(平28.11.15)

⁸⁶ 協定第20・17条5(a)注2は「この条の規定の適用上、ある魚類資源の水準が、最大持続生産量を実現する水準又は入手可能な最良の科学的根拠に基づく代替的な基準値に当該魚類資源を回復させることを可能とするために漁獲量を制限する必要が生ずる程度にまで低い場合には、当該魚類資源は、濫獲されているものとする。この5の規定の適用上、漁獲が行われる場所を管轄する国により又は関連する地域的な漁業管理の

ある。しかし、我が国における漁業活動は、漁業法などの漁業関係法令とこれに基づく漁業許可や漁業権免許等の制度で管理されている。漁業者に対する補助金に乱獲された状態にある漁業資源へ悪影響を与えるものはない。したがって、現行の漁業補助金はT P P協定の環境章で禁止される漁業補助金には該当しない」旨述べている⁸⁷。

3. おわりに

T P P協定及び整備法案は第 190 回国会（常会）から第 192 回国会にかけて審議され、承認・成立し、農林水産分野についても広く議論されてきたが、協定の行く末は不透明化している。T P P協定と日米二国間交渉の関係について、第 192 回国会で安倍総理大臣は「T P Pには二国間協定にはないメリットもあり、今の段階では、T P Pの米国による批准についても我々は様々な機会を捉えて働きかけ、T P Pを是非成就させたい。日米F T Aについては、現段階では我々にはT P Pを追求する責任があるので、12 か国が国内手続を進めるよう働きかけていきたい」旨述べていた⁸⁸。第 193 回国会（常会）開会后、ランプ氏がアメリカ大統領に就任し、アメリカのT P P離脱を決定した⁸⁹。日米首脳会談を控え、安倍総理大臣が「粘り強くT P Pにアメリカに働きかけを行うがE P A、F T Aは全くできないわけではない。守るべきものは守る考え方のもと、様々な二国間交渉について、しっかりと交渉していきたい」旨述べている⁹⁰ことから、政府は日米二国間の通商協議に応じる方針を固めたとの報道⁹¹もある。農林水産分野が交渉の対象になることも想定される⁹²とともに、その場合におけるT P P協定の合意内容の位置付けも注目される。

このほか、牛マルキン及び豚マルキンの補填率引上げに関し、山本農林水産大臣は「関税の引き下げに応じた対策として補填率を9割にするのであり、発効後でなければ意味を持たない」旨述べた⁹³が、発効前の引上げを求める声もある⁹⁴。また、第 193 回国会に、牛マルキン及び豚マルキンを法制化するための法律案を野党が提出した⁹⁵。与党も同様の法律案の提出を検討している旨の報道⁹⁶もなされており、動向が注目される。

(はら なおき)

ための機関により濫獲されていると認められる魚類資源についても、濫獲されていると認めるものとする」としている。

⁸⁷ 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 14 号 6 頁(平 28.12.8)

⁸⁸ 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 3 号 41 頁(平 28.11.14)

⁸⁹ 同氏は 1 月 23 日、T P P離脱に関する大統領令に署名した。その後、30 日にアメリカ通商代表部は離脱の意向をT P P協定の参加各国に通知した。

⁹⁰ 第 193 回国会衆議院予算委員会会議録第 2 号(平 29.1.26)

⁹¹ 『日本経済新聞』(平 29.1.28)

⁹² 『日本経済新聞』(平 29.2.9)等はアメリカの有力な畜産 2 団体(全米肉牛生産者・牛肉協会、全米豚肉生産者協議会)がトランプ大統領に日米自由貿易協定の早期交渉入りを要望した旨報じている。

⁹³ 第 192 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録 10 号 38 頁(平 28.10.31)

⁹⁴ 第 192 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 2 頁(平 28.12.13)等

⁹⁵ 第 190 回国会(常会)においても同趣旨の法律案を提出していた。

⁹⁶ 『読売新聞』(平 29.1.9)